

都用地活用推進本部設置要綱

平成28年9月21日

28財財総第221号

(設置)

第1条 保育所をはじめとした待機児童解消に資する施設の整備を一層推進するため、各局が所管する都用地を最大限活用する方策を検討し、全庁横断的に取組を実施することを目的として、都用地活用推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 都用地の全庁的な洗い出しと活用可能性等の検討
- (2) 活用可能性のある都用地の区市町村への情報提供
- (3) 地元調整に関する区市町村支援の実施
- (4) 都用地活用に関する民間保育事業者等からの照会及び提案に対する体制の整備

(組織)

第3条 推進本部は、座長及び委員で組織する。

- 2 座長は、財務局を担当する副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 座長は、前項の委員のうち、あらかじめ指名した者に、その職務を代理させることができる。
- 5 座長は、所掌事項を効率的に処理するため、関係者を委員として追加し、又はオブザーバーとして参加を要請することができる。

(座長)

第4条 座長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

- 2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ定めた委員が、その職務を代理する。

(招集)

第5条 推進会議は、座長が招集する。

(ワーキンググループ)

第6条 推進本部は、第2条の所掌事項を効率的に処理するため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの座長は、財務局財産運用部長の職にある者をもって充てる。
- 3 ワーキンググループは、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、財務局及び福祉保健局が共同で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年9月26日から施行する。
- 2 推進本部の設置期間は、待機児童解消緊急対策の事業継続期間とする。

別表1（第3条関係）

政策企画局総務部長
政策企画局調整部長
青少年・治安対策本部総合対策部長
総務局総務部長
財務局経理部長
財務局主計部長
財務局財産運用部長
主税局総務部長
生活文化局総務部長
オリンピック・パラリンピック準備局総務部長
都市整備局総務部長
環境局総務部長
福祉保健局総務部長
福祉保健局少子社会対策部長
福祉保健局子供・子育て施策推進担当部長
病院経営本部経営企画部長
産業労働局総務部長
中央卸売市場財政調整担当部長
建設局総務部長
港湾局総務部長
会計管理局管理部長
教育庁総務部長
警視庁総務部施設課長
東京消防庁総務部長
交通局資産運用部長
水道局経理部長
下水道局経理部長

別表2（第6条関係）

政策企画局総務部総務課長
政策企画局調整部政策担当課長
青少年・治安対策本部総合対策部総務課長
総務局総務部企画計理課長
財務局経理部企画担当課長
財務局主計部事業評価担当課長
財務局財産運用部総合調整課長
主税局総務部経理課長
生活文化局総務部企画担当課長
オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課長
都市整備局総務部契約調整担当課長
環境局総務部経理課長
福祉保健局総務部契約管財課長
福祉保健局少子社会対策部計画課長
福祉保健局少子社会対策部保育支援課長
病院経営本部経営企画部財務課長
産業労働局総務部総務課長
中央卸売市場管理部財務課長
建設局総務部用度課長
港湾局総務部財務課長
会計管理局管理部総務課長
教育庁総務部契約管財課長
警視庁総務部施設課管財担当課長代理
東京消防庁総務部施設課長
交通局資産運用部資産活用課長
水道局経理部用地担当課長
下水道局経理部資産運用課長